

# 助け合いの仕組みづくり事例集

## 名古屋市

この事例集は、現在までに、各地域で行われている先進的な事例を紹介するものであります。

今後、地域において「助け合いの仕組みづくり」に取り組むにあたって地域ごとの色々な取り組み方がありますが、広報文など参考となる事柄がありましたらご自由に参考にしてください。

## もくじ

### ○ いろいろな取り組み

事例1（中区正木学区）：平成17年3月～11月調査 ..... 1頁

事例2（熱田区沢下町内会）：平成16年11月25日調査 ..... 11頁

事例3（西区那古野学区）：平成17年8月18日調査 ..... 16頁

事例4（緑区旭出学区）：平成17年11月7日調査 ..... 21頁

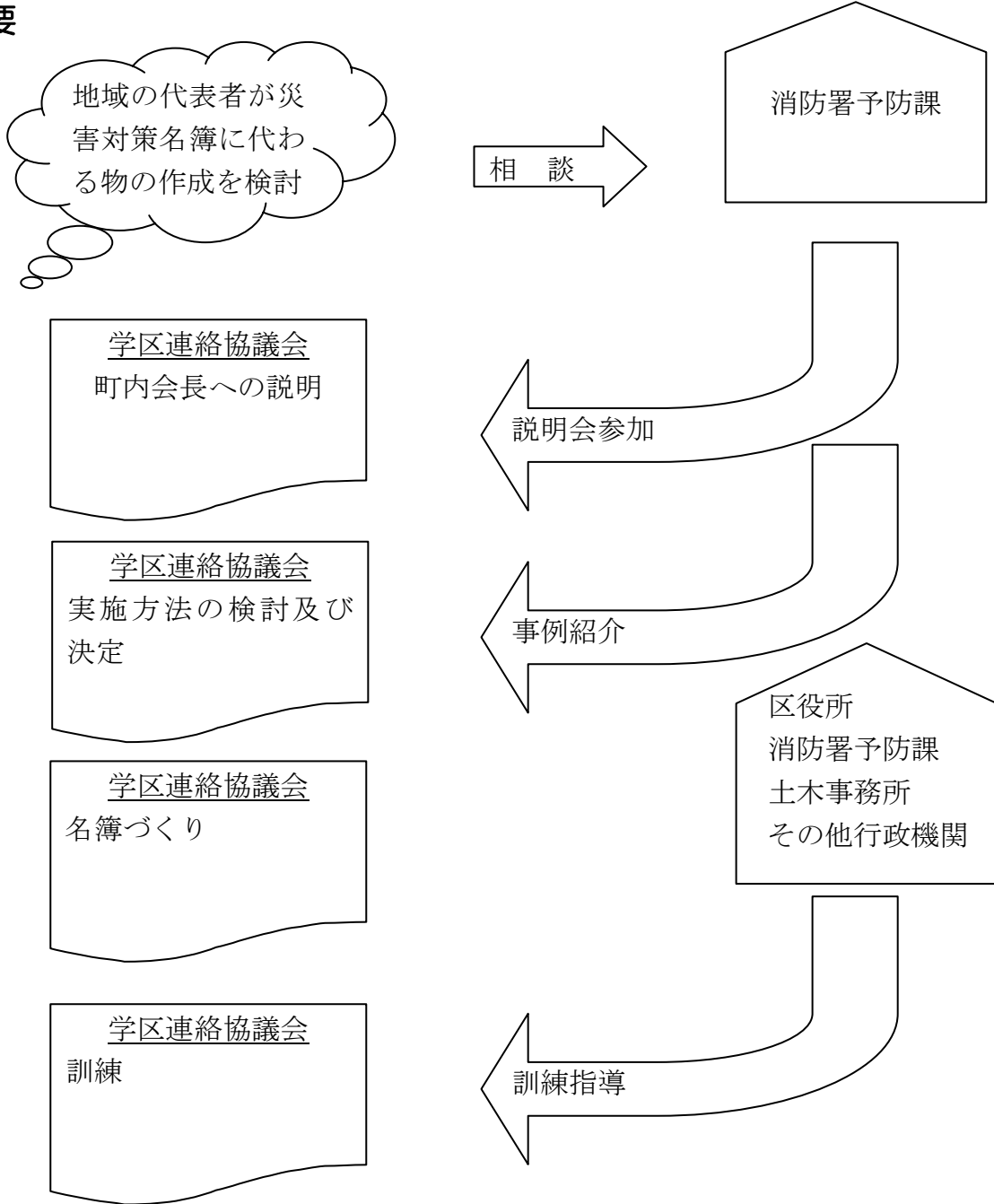
事例5（千種区汁谷第一町内会）：平成19年2月6日調査 ..... 35頁

○ 参考資料 ..... 40頁

# いろいろな取り組み

(事例1)

## 概要



中区正木学区では、学区連絡協議会が中心になり、消防署の支援のもと、地域の名簿づくりや助け合いの仕組みづくりに取り組んでいました。

名簿の作成にあたっては、他都市において既の実施している色々な名簿を消防署をはじめとした行政からの提供を受けそれを参考に作成しました。

特徴は、町内会単位（自主防災会）ではなく、学区全体で実施したことです。地域の防災意識の度合いによっては、より広範囲での実施が可能となる例といえます。

実際の実施フローは、次のとおりです。

## 1 制度開始及び経緯

地域で実施する防災訓練について、学区連絡協議会において自主防災組織の現地本部の訓練を検討していたところ、名古屋市が「地域の助け合いの仕組みづくりのモデル事業」を実施することとなり、消防署と相談の上、取り組みを開始した。

実施過程は、次のとおりであった。

### ○ 学区連絡協議会の開催

- ・ 委員長等により防災対策名簿（案）の提示および説明
- ・ 訂正等の討議
- ・ 防災対策名簿（案）については、委員長一任

### ○ 町内会会議（組長会議）

- ・ 災害時要援護者（障害者・外国人）への対応については、各組の状況に合わせて対応している。

### ○ 学区連絡協議会

- ・ 防災対策名簿（案）について委員長との調整結果報告
- ・ 防災対策名簿（案）については、原案で決定

### ○ 学区町内会長

- ・ 防災対策名簿、規約等を町内会長に配付

- 組長
  - ・ 防災対策名簿、規約等を各世帯に配付
- 町民
  - ・ 必要事項を記載し封かんの上、組長に返還
- 組長
  - ・ 封かんのまま町内会長に返還
- 町内会長
  - ・ 開封後組ごとにファイルに綴り込み
- 学区連絡協議会
  - ・ 配付及び回収時での問題点及び意見等について聴取

## 2 実施主体及び構成

学区連絡協議会

## 3 取り組み状況

### (1) 住民情報の把握方法

学区において、個人情報保護の観点から名簿の運用管理に関する規約を作成し、この規約に基づき、「名簿の様式」、「学区からのお願い文」及び「規約」を作成し、町内会長を通じて組長に配布、組長が、各戸に配布したもの。

なお、名簿には、家族等、共に生活する集団を単位として「緊急連絡先」「希望する支援」「支援を希望する理由」等を簡単に記載できるように工夫されている。

### (2) 支援の定め方

本地域が、都市化が極端に進行した地域であることから、現実的な実施方法として、段階的に実施することとし、支援を必要とする住民への具体的な支援については、地域における助け合い意識の醸成を優先することとしている。

### (3) 住民情報の共有方法

現在は、地域でのみ情報を収集し、保管しているが、今後の展開として、障害者等災害時要援護者の情報に関しては、行政の協力も検討している。

## 4 運営上の役割

実施及び運営主体は、学区を代表する学区連絡協議会が主体となっている。

消防署や区役所等の行政は、地域が実施する「助け合いの仕組みづくり」に広報や講習会などの支援を実施している。

## 5 訓練の実施状況

- ・ 実施日時

平成 17 年 11 月 20 日（金） 午前 9 時 30 分～

- ・ 実施場所

正木学区全般

- ・ 訓練概要

地震発生後の行動要領を確認する訓練で、役割は明確にせず、行動（避難経路の選定、安否確認の仕方等）は、住民が考えて実施している。

基本的な訓練の流れは、発災（サイレン鳴動）後、町内会（防災会）単位で、被害状況を把握し、助け合いを行っている。

具体的には、両隣を軸に確認し合い、組長は組内世帯を巡回し、被害状況を把握。結果を、現地本部（公園などの集結場所）の副会長に報告し、被害発生又は避難支援要請世帯があれば、自主防災組織の消火班、救助班等を現地に急行させている。

その後、家屋倒壊、火災等で自宅に居られない方は、避難所（正木小学校）へ向かわせている。（訓練計画抜粋）

## 6 今後の課題

- 町内会不加入者について

- 印刷費用、作業の詳細（配布、回収、意見収集など）を説明すると、名簿づくりに賛成していたものの、経費面などにおいて色々な意見や苦言がでてくる。
- 住民の高齢化が進んでいる地区ほど避難支援希望者が多く、地区内で対応できない場合がある。名簿の避難支援希望者がわかり次第、早い段階で町（組）内支援体制を取り決める必要があるとしている。
- “助け合いの仕組み”を定期的に体験できるように、自主防災訓練のメニューに組み込んで定期的に訓練を実施している。
- 死亡、転出入時における名簿の維持管理や、町内会長交代時の引継ぎを確実にを行うため、運用規約を設けるなどの対策が必要である。

<説明文>

町内会各世帯 御中

町 内 会 長

### 防災対策名簿の整備について

前略

阪神・淡路大震災の被災地では、救助の8割を市民の手で行っています。

また、西宮市では41件の火災のうち7割の火災で市民の初期消火が行われ、延焼拡大を防ぐことができました。このように、被害を最小限に抑えるには、ご近所同士が助け合う仕組みづくりは欠くことができません。

このたび学区では、地域の相互扶助機能を一層強化するため、新たに『防災対策名簿』（別紙）を作成し、希望者の登録を進めることとしました。

これは、大地震などの災害発生時に、隣近所であらかじめ防災対策名簿に登録した方々の安否確認や、自力避難できない方への避難支援を行おうとするものです。

なお、名簿への登録は、強制するものではなく、希望する方を対象とします。

また、名簿は、個人情報に該当しますので、その管理・運用については裏面のように『規約』を定め、細心の注意を払います。

どうか皆様におかれましては、趣旨をご理解の上、積極的に名簿に登録されますようご案内申し上げます。

早々



## 防災対策名簿管理運用規約

### 1 趣旨

防災対策名簿（以下「名簿」という。）の整備をすすめるに当たって、その適正な管理・運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 名簿の配付・回収

- ① 名簿は封筒を付け、組長を通じて各世帯に配付する。
- ② 各世帯は、名簿を封筒にいれ、組長が封印されたものを回収する。
- ③ 組長は、回収した名簿を開封することなく、町内会長に引き継ぐ。

### 3 名簿の管理

- ① 町内会長は、名簿を組単位で整理編集し、管理する。  
名簿は、これを複写し又は閲覧させてはならない。
- ② 町内会長に異動があった場合は、名簿を確実に引き継ぐこと。

### 4 名簿の運用

災害対策救助地区本部が開設された場合は、災害対策救助地区本部長は、災害対策委員に同本部に名簿を備えるよう指示をし、災害対策資料とするものとする。

町内会長は組長と協議し、あらかじめ名簿に基づき組単位で支援方法を定め、定期的に防災訓練を実施するものとする。

### 5 その他

各世帯は、名簿の登録事項に変更があった場合又は登録を取り消したい場合は、速やかに町内会長に届け出るものとする。

### 6 施行

この規約は、平成17年度から施行する。

<名簿（表）>

## 防災対策名簿申込書

平成 年 月 日

町内会長様

住 所 \_\_\_\_\_ 中区 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

東海地震など大きな災害が発生したときに、安否確認や避難誘導等の支援をお願いしたいので、下記事項を同意のうえ、防災対策名簿への登録を申し込みます。

### 記

- 1 この名簿は、大規模災害発生時のほか地域の防災対策（援助支援体制、非常食糧及び救助資機材の確保等）に活用します。
- 2 大規模災害発生時には、誰もが被害者になる危険性があるため、支援が遅れたり、又は受けられない場合があります。

<裏>

# 防 災 対 策 名 簿

町内会 組

住所 \_\_\_\_\_ 自宅TEL \_\_\_\_\_

緊急TEL \_\_\_\_\_

平成 年 月 日 現在

No.	ふりがな	生 年 月 日	性 別	続 柄
	名 前			
世帯主		明・大 年 月 日	男・女	
		昭・平		
2		明・大 年 月 日	男・女	
		昭・平		
3		明・大 年 月 日	男・女	
		昭・平		
4		明・大 年 月 日	男・女	
		昭・平		
5		明・大 年 月 日	男・女	
		昭・平		
6		明・大 年 月 日	男・女	
		昭・平		

希望する支援の内容（該当事項の口内にレを書いてください。）

- 安全な場所への避難誘導
- 「避難が必要」等の情報の伝達
- その他

( )

支援を希望する理由（該当事項の口内にレを書いてください。）

- 障害があり自力で避難が困難なため（肢体 視覚 聴覚 その他）
- 高齢のため
- 一人暮らしのため
- 日本語が理解できないため
- その他

( )

町内会長記入欄

# 防 災 対 策 名 簿

町内会 組

住所 中區〇〇1丁目2番

自宅Tel 111-1111

緊急Tel 222-2222

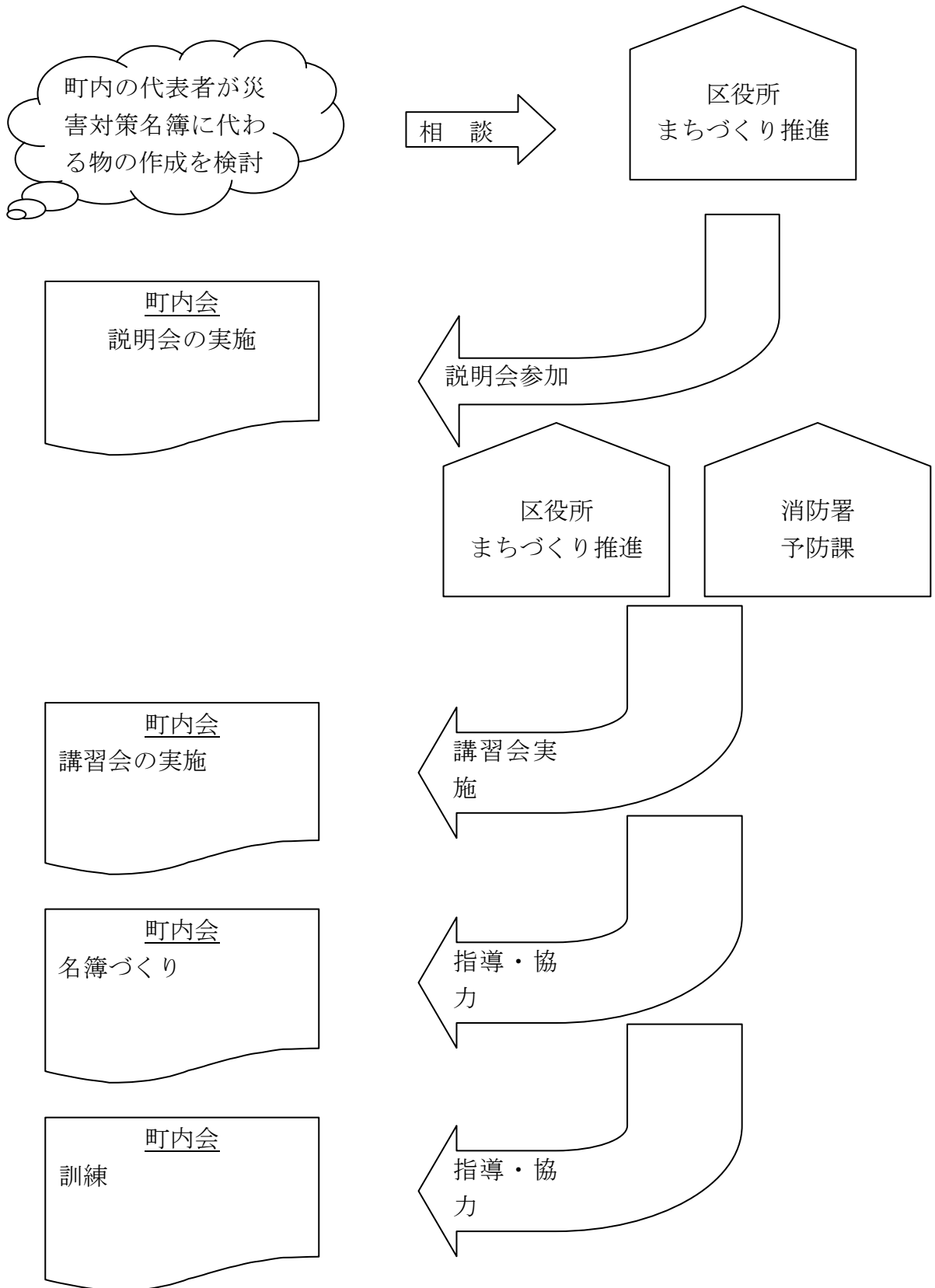
平成 年 月 日 現在

	ふりがな 名前	生年月日	性別	続柄
世帯主	なごや たろう	明・大 29年 3月 2日	男・女	
	名古屋 太郎	昭・平		
2	しょうこ	明・大 33年 2月 11日	男・女	妻
	祥子	昭・平		
3	えりこ	明・大 63年 1月 25日	男・女	長女
	英里子	昭・平		
4		明・大 13年 6月 13日	男・女	母
	いせ	昭・平		
5		明・大 年 月 日	男・女	
		昭・平		
6		明・大 年 月 日	男・女	
		昭・平		
希望する支援の内容（該当事項の口内にレを書いてください。） <input type="checkbox"/> 安全な場所への避難誘導 <input type="checkbox"/> 「避難が必要」等の情報の伝達 <input checked="" type="checkbox"/> その他 （ ）				
支援を希望する理由（該当事項の口内にレを書いてください。） <input type="checkbox"/> 障害があり自力で避難が困難なため（肢体 <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> ） <input checked="" type="checkbox"/> 高齢のため <input type="checkbox"/> 一人暮らしのため <input type="checkbox"/> 日本語が理解できないため <input type="checkbox"/> その他 （ ）				

町内会長記入欄

(事例2)

概要



熱田区で実施された名簿づくりの特徴は、支援の中心を区役所が行った点にあります。区役所と消防署が協働して支援を行いました。

具体的な支援は、区役所による災害救助地区本部員研修や消防署による訓練の実施などがあります。

## 1 制度開始及び経緯

区役所と消防署が実施した研修において町内会長（災害救助地区本部員）が触発され、「災害時に町内の人に事故者がなく、皆で助け合って、安全に逃げてもらふことが大事」と考え、従前の災害対策住民調査票に代わるものを町内で作ることを決心した。

その後、町内会の3役に相談し賛同を得て、組長を含めた町内会全役員の承認を得て、町内での取組みを開始した。

## 2 実施主体及び構成

町内会（町内会長、副会長、組長）

## 3 取組み状況

### (1) 住民情報の把握方法

情報収集方法は、同意方式と手上げ方式の併用で行っている。

住民情報の収集に当たっては、町内会の加入の如何に関わらず全世帯を対象に手上げ方式により実施した。マンションや事業所などは、町内会長が自ら戸別訪問して同意方式で実施している。

なお、個人情報保護については、「お願い文書」により理解をもとめている。

### (2) 支援の定め方

独居老人・昼間一人になる老人宅の確認と共助方法については、現在地域で検討中である。

(3) 住民情報の共有方法

情報については、町内会長が保管している。

4 運営上の役割

町内会長が責任をもって運営している。区役所や消防署は、運営実施に係る支援を行っている。

5 訓練等の実施状況

昼間は、大半が女性もしくは老人であることから、災害発生時に迅速な安否確認を含めてどのような行動をとればよいかについて訓練を実施している。

なお、訓練の実施結果から、全世帯に情報が伝達される時間が10～15分かかってしまっている。

6 今後の課題

防災会の組織見直しや情報伝達方法を検討する。

## <お願い文書>

お願い

会長名

この度、東海地震等災害時にそなえて当町内の状況を把握しておきたく「災害対策住民票」を作成致したく思います。

しかし個人のプライバシーの事もございますので許せる範囲で結構ですのでご記入頂きたくお願い申し上げます。

趣旨をご理解頂きよろしくご協力お願い申し上げます。



# 災 害 対 策 住 民 票

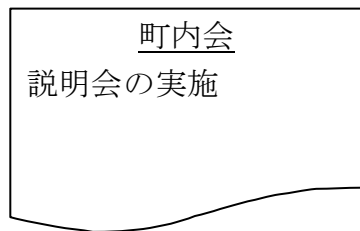
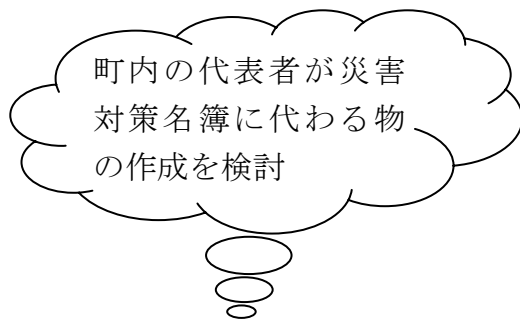
住 所	名古屋市 区 町 号 (電話 - - )	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                 マンション 棟 号             </div>
-----	----------------------	--

家族構成欄 平成 年 月 日現在 (票内性別・血液・体力・日常の居所は、あてはまるものを○で囲んでください)

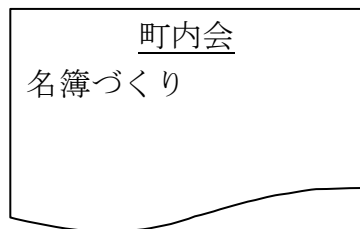
	フリガナ 氏 名	生 年 月 日	性 別	血 液 型	体 力	日 常 の 居 所				
						昼 間	夜 間			
1	-----	明・大 昭・平				自宅・会社 学校・保育園 その他	自宅・会社 学校・保育園 その他			
2	-----	明・大 昭・平				自宅・会社 学校・保育園 その他	自宅・会社 学校・保育園 その他			
3	-----	明・大 昭・平				自宅・会社 学校・保育園 その他	自宅・会社 学校・保育園 その他			
4	-----	明・大 昭・平				自宅・会社 学校・保育園 その他	自宅・会社 学校・保育園 その他			
5	-----	明・大 昭・平				自宅・会社 学校・保育園 その他	自宅・会社 学校・保育園 その他			
6	-----	明・大 昭・平				自宅・会社 学校・保育園 その他	自宅・会社 学校・保育園 その他			
7	-----	明・大 昭・平				自宅・会社 学校・保育園 その他	自宅・会社 学校・保育園 その他			
8	-----	明・大 昭・平				自宅・会社 学校・保育園 その他	自宅・会社 学校・保育園 その他			
	合 計	名 (男性	名・女性	名)	昼 間	名	夜 間	名	組の名称	組

(事例3)

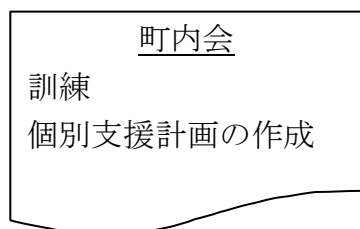
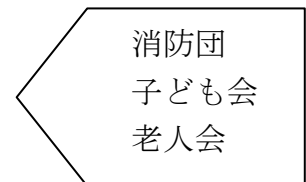
概要



← 協力



← 協力



← 協力

この事例は、学区単位で実施された事例です。特徴は、災害対策委員による災害対策住民調査票の保有制度の廃止にともない、地域が独自で名簿作成にあたり、現在までに、すでに名簿が完成していることから、既に、次のステップへ進む環境が整備されていたことです。加えて、この地域が、東海豪雨災害を経験していることから、実体験に伴う実際の課題を経験として保有していたことです。

## 1 制度開始及び経緯

従来の災害対策住民調査票がなくなり子供会や老人会、成人式といった町内行事を行っていく上で大変だということから、住民承知の上で那古野学区町内会名簿を作成している。

平成15年に、西区の社会福祉協議会が実施した、地域福祉活動計画の作成委員に区政協力委員長が委員になり、計画の作成に向けた会議において、老人会や小児麻痺などの団体の人などと話し合った。この中で水害の時に非常に困ったという話があり、これに触発され「どうにかしなくてはいけない」と思って実施の検討に入った。

既に名簿が完成していることから、①支援が必要とする人の洗い出し及び②支援者の決定作業等ほとんどが町内会長の仕事であることから、回覧板などは使用せず、学区連絡協議会などを通じて、町内会長から組長へと情報を流し、実施を決定している。

## 2 実施主体及び構成

名簿の作成は、学区が主体となり実施した。支援の仕組みは、町内会長個人が主体で実施している。

## 3 取り組み状況

### (1) 住民情報の把握方法

災害弱者のうち子供については、保護者が存在することから除外し、高齢者と病人を対象としている。

行政から提供される情報は、一定の年齢や状況等により抽出して収集したものであり、災害時の支援のためには、よりきめ細かい情報が必要なことから、学区で考え、支援が必要な人は、「自分で避難できない人」とし、町内会長が判断する事としている。

## (2) 支援の定め方

具体的な支援の組み合わせは、町内会長が出向いて行っている。

基本的には、隣近所に行っているが、要支援者自身が誰に支援して欲しいかといった本人の意向も考慮している。

## (3) 住民情報の共有方法

プライバシーの保護（個人情報保護）については、地域で利用することや消防団が持つことなどを訪問した際に本人に確認を取っている。

調べた名簿は、本部長（学区区政協力委員委員長）、町内会長、消防団が共有している。

## 4 運営上の役割

## 5 訓練等の実施状況

世帯数 1568世帯（町内会） 1800世帯（名古屋市統計年次）

老人数 720人（70歳以上）

町内会 19町内会

組数 175組

要支援者 約70人

## 6 今後の課題

- ① マンションなどは、理事長などの役員の気持ちしだいで実施が左右される。
- ② 一人暮らし用のマンション（ワンルームマンション）は住んでいる人すらもわからない状況である。
- ③ 障害者の方の支援者を見つけることは難しい。施設への通所の関係からマンション暮らしをしている30代の視覚障害者の方がみえ、昼間は施設にいるが、夜間に一人になるとのことなので、隣室の方に相談して頼んだ例がある。

様式

(写) 那古野消防団

平成 17 年 月 日

## 避難弱者対応表

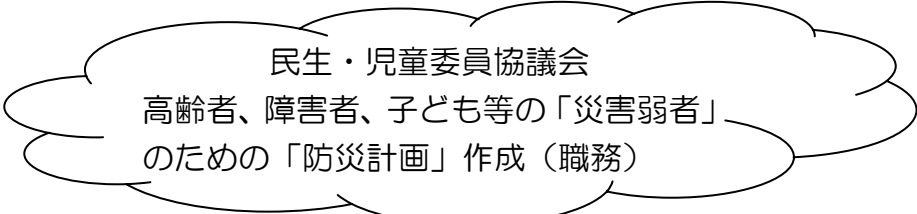
早苗 1 町内防災会

組No	氏名	性別	年齢	住所	電話 No	介添え者	連絡先・その他
連番	支援が必要な人の個人情報					支援者等	支援者への連絡先 緊急時の連絡先等

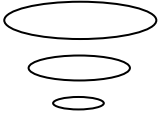
那古野学区防災会

## (事例4)

### 概要



民生・児童委員協議会  
高齢者、障害者、子ども等の「災害弱者」  
のための「防災計画」作成（職務）



旭出民生・児童委員協議会

ひとり暮らし高齢者世帯基本調査票及び安否確認連絡票を作成し、把握に努めている。

旭出民生・児童委員協議会

「災害時に於ける支援行動マニュアル」を作成して実施する。

旭出民生・児童委員協議会

職務として実施することから、情報は、職務上の秘密で非公開

この事例は、民生・児童委員協議会の取り組みで、「東海地震」への対応の取り組みとして、特に民生・児童委員が地域で活動する立場から、高齢者、障害者、子ども等の「災害弱者」のための「防災計画」作成の一環として、現段階において実施可能な取り組みの一つとして、実行に移したものです。

## 1 制度開始及び経緯

民生委員の活動の中から高齢者、災害時に救助が必要な家庭などに対して、きめ細かな配慮をするために、その把握が必要と考え、活動を開始した。

## 2 実施主体及び構成

旭出民生・児童委員協議会

## 3 取り組み状況

### (1) 平常時の活動

災害時要援護者調査表（高齢者/障害者福祉票及び安否確認連絡票）を作成し、把握に努めている。

### (2) 支援の定め方

具体的な支援は、「災害時に於ける支援行動マニュアル」を作成し実施している。

### (3) 住民情報の共有方法

職務上の秘密であることから非公開としている。

## 4 運営上の役割

民生委員及び児童委員の職務

## 5 訓練等の実施状況

## 6 今後の課題

「安否確認票」や「お知らせ」に個人情報の取扱いについて注意に関する記述を記載する予定である。



## お知らせ

(03.7.1)  
旭出民生児童委員協議会  
委員一同

### 災害時・緊急時の『安否確認票』登録のおすすめ

この度「旭出民生児童委員協議会」では災害時や緊急時に備え、高齢者や子ども障害者（児）で下記に提示されている「災害弱者（RESCUE）」と思われる方々には、自分から進んで「安否確認票」に登録して頂くことにしました。

今回登録をして頂いた資料に基づき、いざと言う時には民生児童委員の立場からできるだけのお手伝いをさせていただきます。

この「安否確認票」は登録をして頂いた方々の大切な個人情報なので、私達民生児童委員は、緊急時と災害時以外には、この内容については、民生児童委員法に基づき《守秘》をお約束致します。安心して登録をして下さい。

#### 【参 考】

※裏の「安否確認票」への登録は、下の事項を参考にして、ご自分の判断で記入して下さい。

- 「ひとり暮らし」で病院通いが多く、あまり健康でない方。
- 「あんしん電話」を備えている方。
- 障害を持っている方。（※障害者手帳をお持ちの方）
- 介護保険の該当者で、一人では思うように行動できない方。また介護保険に該当していなくても「いざ」という時、自宅で介護を受けている方。
- 「ねたきり」のため、居宅で介護を受けている方。
- 65歳以上の老人夫婦（高齢者世帯）だけで生活し、どちらの一人が手を貸さないと自由に行動できない方。
- その他の理由で、災害に関する情報の入手が困難な方や自力で避難できない方。

以上



# 『安否確認票』

(03.7.1)

旭出民生・児童委員協議会

M.T.S

ふりがな ..... 男・女（生年月日） ..... . .

名前 ..... 電話 ( ) .....

住 所 .....

家 族  
名 前  
住 所  
関 係

本人との関係  
電話 ( ) .....

電話 ( ) .....

身体状況 ① 現在は元気 ② あまり元気ではない（どこが？ = )

③ 病院に行っている（病院名 = )

④ 障害がある（障害手帳 = 有・無）

⑤ 介護保険の該当者（要支援・1. 2. 3. 4. 5. )

緊急連絡先 名 前 ..... (あなたとの関係 = )

住 所 ..... ☎ ( ) .....

名 前 ..... ☎ ( ) .....

住 所 ..... ☎ ( ) .....

【担当民生児童委員】 名前 .....

【備考】緊急時に際して配慮してほしい事項など.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

秘

高齢者/障害者福祉票

氏名(該当者)			生年月日 M・T・S・H 年 月 日	
ひとり暮らし	ねたきり	障 害	住 所 ☎ ( )	
	氏 名	続 柄	生年月日	備 考
家 族 の 状 況				
原 因	① 脳卒中    ② 高血圧    ③ 心臓病    ④ 結 核 ⑤ 癌        ⑥ 老 衰    ⑦ 骨 折    ⑧ 事 故 ⑨ リュウマチ・神経痛    ⑩ その他 ( ) (時間                      年    月頃                      約                      年間                      )			
身体状況	① 視覚障害    ② 聴覚/平衡機能障害    ③ 音声言語機能障害 ④ 肢体不自由(上肢、下肢、体幹)    ⑤ その他 ( ) 身障手帳 (無) (有) = 県 市 第 _____ 号 級 種			
主な介護者	<input type="checkbox"/> 家族・親戚 <input type="checkbox"/> ヘルパー (週 = _____ 回) <input type="checkbox"/> その他			
交流・相談者	<input type="checkbox"/> 家族・近隣 <input type="checkbox"/> ヘルパー <input type="checkbox"/> 民生委員 (良好/問題あり/悪い)			
身の回り	(食 事) 自分で食べる = はし/スプーン    ② 介護が必要 (入 浴) <input type="checkbox"/> 自分で入る <input type="checkbox"/> 介護が必要 <input type="checkbox"/> 全介護 (排 尿) <input type="checkbox"/> 自分で行う <input type="checkbox"/> 便器を使用 <input type="checkbox"/> おむつ			
介護保険は	(該 当) <input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> 介護度① <input type="checkbox"/> 介護度② <input type="checkbox"/> 介護度③ <input type="checkbox"/> 介護度④ <input type="checkbox"/> 介護度⑤ (支援事業者名 = <input type="checkbox"/> 訪問/訪問看護 <input type="checkbox"/> 配食サービス利用 (週 _____ 回) <input type="checkbox"/> デイサービス利用 <input type="checkbox"/> 浴サービス利用 <input type="checkbox"/> その他 ホーム Dr. ( _____ ) (非該当) <input type="checkbox"/> ヘルパー派遣 <input type="checkbox"/> デイサービス利用 <input type="checkbox"/> その他			
成年後見制度	利用している <input type="checkbox"/> 財産管理 <input type="checkbox"/> 金銭管理 <input type="checkbox"/> その他 ※			



## 旭出民生児童委員協議会

### 平常時に於ける災害弱者支援対策

#### 支援体制の整備

- 平常時から災害発生時に相互協力のもと円滑な支援が行えるよう災害時における支援体制を整備する。

#### ※ 災害弱者

- ・ 高齢者（ひとり暮らし、高齢者のみの世帯、寝たきり、病弱者等）
- ・ 障害者（身体障害者、知的障害者等）
- ・ 乳幼児のいるひとり親家庭
- ・ その他病弱者

□ 安否確認連絡票の作成と管理

- 1 日常の民生・児童委員活動により、把握している災害弱者のうち特に優先すべきものについて「安否確認連絡票」を作成し隣接の委員に配布する。
- 2 「安否確認連絡票」は、個人のプライバシーに関わる内容が記されているのでその管理には、特に留意し他に漏洩することのないようにする。
- 3 その内容については、定期的（通常毎年2月）に見直しを行う。

- 担当地区内の一時集合場所、避難所、避難場所の確認をし、避難路を確保する。

防災知識等の普及

- 1 防災に関する講習会への参加
- 2 防災訓練
- 3 災害弱者に対し、個別訪問時防災知識等の普及活動を行う。

災害時における災害弱者支援活動

区の対応  
※時間は想定

1 災害が発生したら	□ 防災無線やテレビ・ラジオ等の災害情報に注意する。	30分	<p>[勤務時間外]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震度5強以上 指定動員の参集 臨時災害対策本部を設置し被害調査、避難所・救護所の開設等への初動活動に入る。</li> <li>・震度6弱以上 一般職員の参集</li> </ul>
2 グループ内の安否確認	□ 民生委員の被災者・ケガ人等の調査を行う。		
3 学区会長に連絡	□ 各グループから民生委員		

<p>4 学区会長又は代行副会長での調整</p> <p>5 活動開始</p>	<p>の被害状況を地区会長に連絡。学区会長が被災した時は、予め定めておいた副会長に連絡する。</p> <p><input type="checkbox"/> 会長又は代行副会長が協議会全体の状況を把握し、民生委員の欠員地域の確認調整を行うと共に適切な処置をする。</p> <p><input type="checkbox"/> 災害弱者の安否確認</p> <p><input type="checkbox"/> 救助活動報告の伝達・連絡</p> <p><input type="checkbox"/> 生活支援情報の伝達・連絡</p> <p><input type="checkbox"/> その他必要と考えられる事</p>		<p>災害対策本部設置</p> <p>[勤務時間内]</p> <p>災害対策本部設置し、初動活動に入る。</p>
--	--	--	--

区の対応  
※時間は想定

<p>6 安否確認</p> <p>7 情報の集約</p>	<p><input type="checkbox"/> 予め把握している災害弱者について、戸別訪問し安否確認及び情報収集をする。 なお、その他の高齢者及び障害者等については、区からの依頼に応じて安否確認を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 安否確認後、「安否確認連絡票」及び「災害弱者安否</p>	<p>1 時間後</p> <p>2 時間後</p> <p>～4 時間後</p>	<p>災害対策本部設定 被害調査開始 (区内・区施設等)</p> <p>職員現地派遣</p>
------------------------------	--	---	--

8 情報の伝達	<p>確認総括表」に記入・作成する。</p> <p><input type="checkbox"/> 総括表は、各委員が出張所か、小・中学校に開設される避難所に持参する。</p>	7～8 時間後	(避難所開設準備) 避難所開設
---------	---	---------	--------------------



# 災害時における救助・救護等の情報伝達と連絡

		区の対応 ※時間は想定	
1 災害弱者の避難	<input type="checkbox"/> 災害弱者の避難は災害発生時に隣近所の人々や自主防災組織（町会）と協力して避難所のある小・中学校へ誘導を依頼する。	12 時間後	避難所の支援活動開始 情報収集 備蓄品の配布
2 救助・救護活動について	<input type="checkbox"/> 傷病者及び助産 各避難所に救護所が併設されるので必要に応じ傷病者の救助活動に協力する。 ※救護所では医師会、歯科医師会、薬剤師会から派遣された医師等により医療及び助産救護活動を行う。	24 時間後	
3 支援活動について	<input type="checkbox"/> 倒壊家屋の下敷き 区の救出・救護班、消防署及び警察署が近隣住民と共に救助することになっているが、行政側が間に合わない場合は近隣住民が救出し、負傷している場合は、救護所等への搬送が必要でこれに協力する。  <input type="checkbox"/> 遺体の収容 災害発生後、遺体収容所が開設されるのでそこへ連絡する。		

<p>4 生活支援活動の情報について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 給水 飲料水については給水車と旧家の井戸水給水及び避難所等で給水活動を行う。 防災行政無線と広報車、それに旭出消防団専用の無線により場所時間を周知徹底する。 なお、公園等に設置されている生活用水貯水槽や防火・災害の協定井戸を利用する。</li> <li>□ 食品の支給 各避難所において支給する。 (主な支給品) かゆ(乳児、病弱者)、粉乳、調製粉乳用の水の缶詰(乳児)、サバイバルフーズ、缶詰、2日以降は、米飯の炊き出し、めん類等</li> <li>□ 生活必需品の支給 各避難所において支給する。 (主な支給品) 肌着(即時調達)、毛布(備蓄)、手拭(備蓄)、ゴザ又はマット(備蓄) その他必要に応じて日用品(紙おむつ、生理用品等)食器、光熱材料等</li> <li>□ 各避難所に臨時被害者相談所が開設され、被災者の安否の問い合わせや相談に応じる。 区報臨時号や広報チラシ等で生活支援の内容及び手続き方法等の案内を行う。</li> </ul>	<p>3 日目</p>	<p>被害調査判定 り災証明発行 臨時被害者相談所開設 生活支援活動手続き開始 受付場所はコミュニティセンター 「こともNPO」などに開設予定</p>
------------------------	---	-------------	---

# 在宅及び避難所における高齢者・障害者・児童等への支援

		区の対応 ※時間は想定
1 在宅での支援	<input type="checkbox"/> 区の要請に伴い、話し合い員、福祉ボランティア等と協力して、巡回により「声かけ運動」を行い、安否の確認、情報収集、福祉ニーズの把握に協力する。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     ※情報としては                      家屋の破壊状況                      本人の身体状況                      介護者の有無                      在宅者への食事サービス                 </div>	一ヶ月以降
2 避難所の支援	<input type="checkbox"/> 区の要請に従い、避難所での支援活動に協力する。  ※活動としては 精神的なケアの実施 巡回相談 その他要請のあった事項	
3 児童への支援	<input type="checkbox"/> 主任児童委員は、状況に応じて教育機関での情報収集を行う。 <input type="checkbox"/> 避難所又は在宅の児童生徒に係わる様々な相談支援や情報の伝達などを行う。	

在宅及び避難所の災害弱者に対する支援活動の再編成  
 区職員、民生、児童委員、心身障害福祉団体連合会及びボランティア等の連携による訪問支援活動の継続

## 復興期における災害弱者支援活動

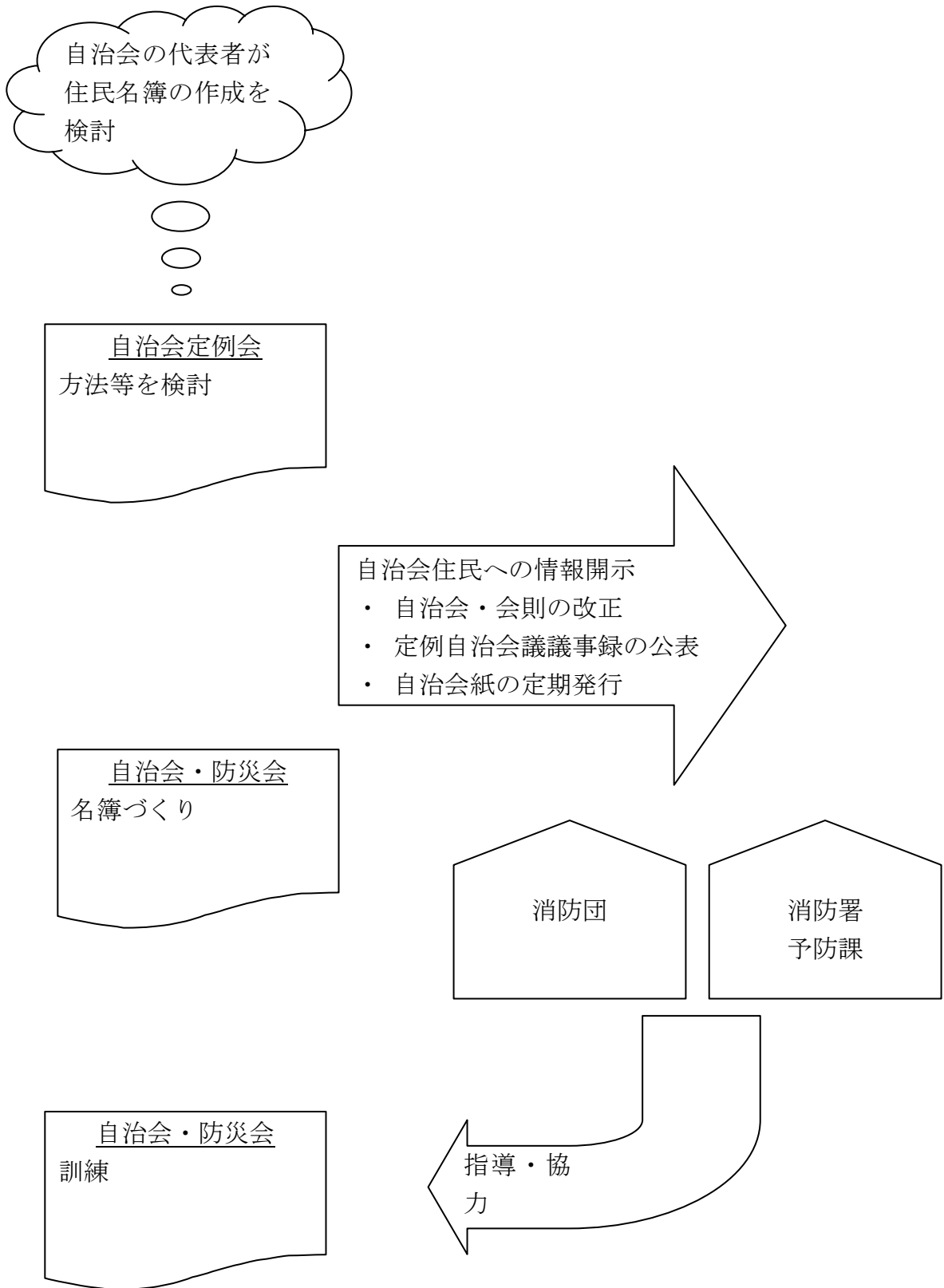
区への対応  
※時間は想定

復興期の支援活動

- 区への要請により、話し合い員、福祉ボランティア等と協力して、在宅及び仮設住宅を巡回し、高齢者、障害者等に対して「声かけ運動」を継続、災害弱者の自立のための支援活動と必要とされる福祉ニーズへの対応に協力する。

# (事例5)

## 概要



自治会長の就任を機に、自治会会則の改正、自治会定例会の議事録の公開、自治会紙の定期発行等の自治会活動の透明性及び平等性を高めると共に、「もちつき大会」「盆踊り」「運動会」等の地域活動を通して（住民同士あいさつのできる街、「汁谷に住んでよかった」という街）を目ざした自治体活動を実施しています。

このような活動を前提に、自主防災会の再編及び「どのような防災会組織で防災計画を立てればいいのか」の検討を行った。この中で、まず、災害時に、住民を把握するための災害対策調査票づくりを開始し、住民の90パーセントの協力を得ました。特筆すべきは、マンション等の大規模住宅の建設に伴う、新たに地域住民となる入居者への対策として、マンション等の建設段階に、建設業者（販売業者）と予め協定を締結し、業者の責任において入居者への自治会入会の働きかけを行うこととしました。このことにより、マンション居住者の自治会入率が高まると共に、名簿作成等の地域活動への参加率も高水準を確保しています。

## 1 制度開始及び経緯

新自治会長の就任を機に、自治会の規約の改正、定例会に議事録の公開、自治会紙の定期発行等、自治会活動の透明性と公正性を重視した自治会活動を展開し、誇りの持てる地域づくりに努め、その一環として、防災会組織を充実して、災害時の非常時に備えようという活動を展開している。

マンション等の建築による新たに地域住民となる入居者の対策として、集合住宅の建築段階から、建設会社と予め協議し、建設会社（販売会社含む）が主体で、入居者に自治会への入会の働きかけをしている。

## 2 実施主体及び構成

自治会が中心となり自主防災会を主力として実施している。

## 3 取り組み状況

### (1) 住民情報の把握方法

自治会独自に災害対策調査票を作成し各戸に配布し、記入後回収している。

## (2) 支援の定め方

現在は、住民の把握及び災害時における安否確認の実施が主な課題であり、そのため名簿作成及び訓練が実施されている。今後、要援護者の名簿づくり、組織づくりへの取り組みを検討している。

## (3) 住民情報の共有方法

自治会長が一括管理し、災害や訓練時に回覧名簿として安否確認班員（自治会ブロック員）に配布している。

## 4 運営上の役割

名簿の作成から防災訓練まで、自治会が中心となり、自主防災会が主力で行っている。訓練は、消防団、消防署等が協力している。

## 5 訓練等の実施状況

自治会で作成した災害対策調査票を用いて、平成 18 年度に住民の安否確認を主なテーマに地域密着型防災訓練を富士見台消防団及び千種消防署の協力を得て実施している。

具体的な訓練は、自主防災組織に安否確認班を組織し従来の情報班にその任務を付加した。安否確認班（各ブロック委員）は、避難誘導班と連携して、自治会が作成した災害対策調査票をもとに各戸訪問し、安否を確認すると共に訓練参加を依頼している。

全戸訪問を終了した安否確認は、自治会防災本部に結果を報告し本部において集計が行われている。

## 6 今後の課題

平成 18 年度の活動は、「始めの一步」と認識している。今後、前述のとおり、要援護者の名簿づくりに取り組む予定とのことである。

また、訓練の継続的な実施の中で、自治会防災本部組織の周知及び迅速な組織作り及び災害時の集結場所としての汁谷第一公園の機能をより効率的なものになるよう地域で考えている。

## 汁谷自主防災会からのお願い

災害に備え住民参加で万全に

平素は自治会活動に対しご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

阪神大震災から 10 年又昨年 10 月には新潟中越地震があり、次は東海大地震かと不安も高まっています。地震ではすべてに想定外の災害を引き起こし又、混乱し役所や消防署・防災関係機関も活動が制限されます。

汁谷第一自治会と汁谷自主防災会では、この 1 年間災害を想定し検討を重ねてきました。災害直後地域は地域住民の手で守る事が必要となります。

高齢者・弱者の把握、連絡網整備を行い、災害時物資の確保、高齢者の安否確認等の使用目的に地域住民の構成を把握したいと思います。下記欄にご記入し

ブロック委員までご提出下さいます様お願い申し上げます。

追記 自治会としても強制するものではありませんが、趣旨をご理解いただきご協力下さいます様重ねてお願い申し上げます。

提出期限 平成 17 年 5 月 15 日までにブロック委員へ

切り取り

	氏 名	年 齢	住 所
1			
2			
3			
4			
5			
6			

汁谷第一自治会会長 □□ □□

汁谷自主防災会会長 □□ □□



## 覚 書

汁谷第一自治会（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、乙が名古屋市千種区汁谷長□□番□□に建設する「△△△△△」（以下、「対象物件」という。）に関し、以下の事項を確認した。

1. 乙は、対象物件の購入者（以下、「丙」という。）に対し、対象物への入居と同時に甲へ入会することを十分に説明し、承諾させるものとする。
2. 丙は、甲への入会に伴い、1住戸あたり月額◎円の会費を甲に支払うと共に、甲の会員として資格を得るものとする。
3. 丙は、前項の会費を丙が組織する「（仮称）△△△△△△△」より甲に支払うものとする。
4. 本覚書に定めなき事項に関しては、甲・乙は、誠意を持って協議するものとする。

この覚書締結の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 汁谷第一自治会  
会長 □□□□

乙 名古屋市中区◎◎◎  
株式会社 △△ △  
〇〇役 〇〇〇〇

キーワード	内 容												
災害時要援護者	<p>「災害時要援護者」とは、災害に対処するにあたって何らかの障害を持つことにより援護を必要とする人々を意味し、次のように、定義されます。また「災害弱者」とよばれることもあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自分の身に危険が迫った場合、それを察知する能力が無い、または困難な者。</li> <li>・ 自分の身に危険が迫った場合、それを察知しても適切な行動をとることができない、または困難な者。</li> <li>・ 危険を知らせる情報を受け取ることができない、または困難な者。</li> <li>・ 危険を知らせる情報を受け取ることができても、それに対して適切な行動をとることができない、または困難な者。</li> </ul> <p>具体的には「心身障害者」や「傷病者」を始め、体力的に衰えのある「高齢者」、また「乳幼児」や日本語の理解が十分でない「外国人」、さらに一時的なハンディキャップを負うものとして「妊産婦」や該当地域の地理的に疎い「旅行者」などが考えられます。 (出典：総務省消防庁防災室「災害時要援護者対策の推進」)</p>												
所在情報を共有する方法	<p>国が示した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」には、次のような情報の共有方式が示されています。</p> <table border="1" data-bbox="475 819 1362 1137"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 819 651 853">共有方式</th> <th data-bbox="651 819 1050 853">内 容</th> <th data-bbox="1050 819 1362 853">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 853 651 949">同意方式</td> <td data-bbox="651 853 1050 949">住民一人ひとりと接する機会を捕らえて要援護者本人に直接働きかけ、必要な情報を把握する。</td> <td data-bbox="1050 853 1362 949">人のつながりが強い地域はこの方法が有効です。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 949 651 1077">手上げ方式</td> <td data-bbox="651 949 1050 1077">制度創設について周知した上で、自ら要援護者名簿長への登録を希望した者から必要な情報を収集する。</td> <td data-bbox="1050 949 1362 1077">同意方式との複合も可能です。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1077 651 1137">共有情報方式</td> <td data-bbox="651 1077 1050 1137">行政等の色々な所にある情報を関係機関で共有する。</td> <td data-bbox="1050 1077 1362 1137">上2つの方式を補完する方法としても可能です。</td> </tr> </tbody> </table>	共有方式	内 容	備 考	同意方式	住民一人ひとりと接する機会を捕らえて要援護者本人に直接働きかけ、必要な情報を把握する。	人のつながりが強い地域はこの方法が有効です。	手上げ方式	制度創設について周知した上で、自ら要援護者名簿長への登録を希望した者から必要な情報を収集する。	同意方式との複合も可能です。	共有情報方式	行政等の色々な所にある情報を関係機関で共有する。	上2つの方式を補完する方法としても可能です。
共有方式	内 容	備 考											
同意方式	住民一人ひとりと接する機会を捕らえて要援護者本人に直接働きかけ、必要な情報を把握する。	人のつながりが強い地域はこの方法が有効です。											
手上げ方式	制度創設について周知した上で、自ら要援護者名簿長への登録を希望した者から必要な情報を収集する。	同意方式との複合も可能です。											
共有情報方式	行政等の色々な所にある情報を関係機関で共有する。	上2つの方式を補完する方法としても可能です。											
安否確認	<p>安否確認とは、災害時に救出・救護を必要とする人を確認するとともに、避難生活においても、安否の問い合わせや行政からのサービスの提供等に必要な情報です。</p> <p>救出・救護のための安否確認は、迅速せいが大切です。早く救助を開始すればそれだけ生存者も多くなります。</p>												
地域での救出・救護	<p>近隣者や地域防災組織（自主防災組織、消防団）が実施する救出・救護活動です。</p> <p>地域で支援を必要とする人、一人ひとりに対して隣人の支援や地域防災組織の活動担当、活動順序を定めておくことにより効率の良い救出・救護活動が可能となります。</p>												
行政が主体となって実施する方法	<p>名簿の作成や所在情報の収集・提供など助け合いの仕組みの殆ど部分を行政が責任を持って実施する方式。</p> <p>地域における統一性が確保されるとともに、地域の負担が少ない。反面、地域の特性に合わせて多様性、行政情報の提供に関する個人情報保護に課題があります。</p> <p>一般的に、災害時要援護者に限った助け合いの仕組みづくりに用いられています。</p>												
地域自らが地域の特性に合わせて実施する方法	<p>地域が主体となり、地域の特性に合わせて、名簿の作成に必要な情報の収集、助け合いの仕組みにあわせ、訓練等、地域防災力の向上のための主活動を実施するもの。</p> <p>地域の状況に合わせ、コミュニティづくりとともに、助け合いの仕組みを作っていく方法、名古屋市のような都市においては、コミュニティ</p>												

	<p>が崩壊若しくは消滅に近い状態の地域が多く、地域コミュニティづくりと平行しつつ実施しなくてはならないことから、地域が主体となって、行政のサポートを受けながら実施する方法。</p> <p>コミュニティづくりを平行して実施することから、対象者は、地域の全員となる。</p>
<p>地域コミュニティづくり</p>	<p>コミュニティづくりは、その地域に住む人々の自発的で主体的なまちづくりです。</p> <p>このため、行政の立場は、基本的に補助的なものにすぎません。</p> <p>しかしながら、コミュニティづくりをすすめるうえには、交通安全運動、防犯・防火活動をはじめとして行政施策と深いかわり合いをもっているものが多くあります。そこでは、コミュニティ活動と行政サービスとは結びつき補完し合っています。</p> <p>それゆえ、コミュニティづくりは地域の人々のふれあいの場であり話し合いの場であると同時に、地域の人々と行政との対話の場でもあると考えています。</p> <p style="text-align: right;">出典：区政協力委員ハンドブック</p>
<p>名簿づくりの留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災名簿は、地域のつながりの中で、実際の支援につながる情報を元に作成します。</li> <li>○ 個人情報の保護と災害時における人命の尊重を考慮し、情報を集めるにあたっては、本人の承諾を必ず得ましょう。</li> <li>○ 収集情報の種類や配付方法、名簿の保管等の制度の運用にあたっては、地域の特性や状況を考慮し柔軟に運用します。</li> <li>○ 地域によっては、防災意識の高い所や低い所があります。名簿づくりを始めると、作成できる地域と作成できない地域ができてしまいます。</li> <li>○ 実施にあたっては、できるところから始めましょう。</li> <li>○ 防災意識を育むためには、地域コミュニティづくりに努め、できるだけ早く実施できるようにしましょう。</li> <li>○ 名簿づくりは、できる地域から始めましょう。</li> <li>○ 防災意識とコミュニティ意識は、同じです。地域コミュニティの無い所に地域防災ありません。</li> <li>○ お祭りなどの地域行事などを大切にすることがコミュニティを育みます。</li> <li>○ 防災名簿を作るにあたって、市や区など行政は、防災名簿の普及のための支援や防災名簿のつくり方などの相談をお受けします。また、防災名簿の作成後の個別支援の作成のお手伝いをします。また、高齢者や障害者、健常者や児童などに対する説明会や講習会などを多面的に実施します。</li> </ul>
<p>助け合いの仕組みづくりの留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助け合いの対象者は、高齢者や障害者の他、地域で支援を必要とする人の全てです。</li> <li>○ 助け合いの計画は、高齢者や障害者などから取り掛かりましょう。</li> <li>○ 個人情報の保護と災害時における人命の尊重を考慮し、情報を集めるにあたっては、本人の承諾を必ず得ましょう。</li> <li>○ 地域で相談するところ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織（消防署）</li> <li>・ 消防団（消防署）</li> <li>・ 災害対策および災害救助の連絡（区役所：総務課）</li> <li>・ まちづくりの推進（区役所：まちづくり推進室）</li> <li>・ 身体障害者、知的障害者及び高齢者の福祉（区役所：福祉課）</li> <li>・ 地域保健（区役所：保健所）</li> <li>・ 精神保健及び精神障害者の福祉（区役所：保健所）</li> <li>・ 応急給水栓（上下水道局：配水事務所）</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮設トイレ（環境事業所）</li> <li>・</li> </ul>
<p>地域での決めごと</p>	<p>実際に災害が発生した時に、地域でやるべきことを、できる限り事前に決めておくことにより、災害発生時の救護・救援活動等の混乱を少なくすることにより、被害の大幅な削減に繋がります。</p> <p>○ 地域で決めておくべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時集合場所（地域での安否確認場所）</li> <li>・ 安否確認方法</li> <li>・ 地域防災組織の初動活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 自主防災組織</li> </ul> </li> <li>・ 助け合い活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 声かけ活動</li> <li>➢ 避難誘導</li> <li>➢ 情報伝達</li> </ul> </li> <li>・ 避難所までの避難方法（集団避難）</li> <li>・ 避難所での役割</li> </ul>